

三重県版事業仕分け（公開仕分け）  
事業シート  
（健康福祉部関係分）

事業番号		頁
1-1	社会福祉施設職員研修事業費	1
1-2	明るい長寿社会づくり推進機構事業委託費	7
1-3	UDのまちづくり展開事業費	13



事業シート (概要説明書)

予算事業名	社会福祉施設職員研修事業費	事業開始年度	昭和49年度
上位施策事業名	地域とともに進める福祉社会づくり	担当部局	健康福祉部
根拠法令	社会福祉法	担当室	社会福祉室
事務区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務 <input type="checkbox"/> 法定受託事務	グループ名	福祉・援護G
事業の必要性・実施の背景	<p>社会福祉法第92条により、地方公共団体は社会福祉事業従事者の確保等のために必要な措置を講ずると定められており、また、同法第110条で、都道府県社会福祉協議会が社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修を行うこととされている。</p> <p>福祉サービスの質の向上には研修を中心とした人材の育成指導が欠かせないことから、本事業を実施しているところであり、福祉サービスの担い手の多様化、進展する高齢化等の中での需要のさらなる増大等を背景に、今後も質の高い人材を養成・確保していくため、本事業の必要性は高まっている。</p>		
目的 (何をどうするために)	社会福祉施設において、質の高い福祉サービスが提供されている。		
目標 (何がどうなれば達成か)	社会福祉施設職員が、三重県社会福祉協議会が実施する研修に参加することにより、その資質が向上している。		
対象 (誰・何を対象に)	社会福祉施設職員		
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施		
	<input type="checkbox"/> 業務委託 又は <input type="checkbox"/> 指定管理 (委託先又は指定管理者: )		
	<input checked="" type="checkbox"/> 補助金 (直接・間接) (補助先: 社会福祉法人三重県社会福祉協議会 実施主体: 同左)		
事業概要	<input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他 ( )		
	<p>社会福祉施設職員の資質向上のための研修事業を行う県社会福祉協議会に対して、研修事業の実施のために必要な事業費を助成する。</p> <p>1 研修事業費 (5,476千円) (計101日実施)</p> <p>①生涯研修 業種や職種を問わず、経験や役職に応じた必要な知識や技術の習得を図る。 (70日実施) [無料]</p> <p>②業種別研修 社会福祉施設の種別ごとに抱えている問題や課題を取り上げ、利用者へのサービス提供に必要な能力を養う。 (10日実施) [有料: 1,000円/日]</p> <p>③課題別専門研修 専門分野に応じた高度な専門知識・技術を習得し、より専門的な能力を養う。 (13日実施) [有料: 1,500円/日]</p> <p>④その他研修 公開保育 県内各地区の保育所での実践を見学し、専門的知識や技術の習得を図る。 (6日実施) [有料: 1,000円/日] 特別研修 消防署の協力のもと、普通救命講習を実施する。 (2日実施) [無料]</p> <p>2 研修推進体制費 (人件費) 職員2名分 (9,864千円)</p> <p>3 運営管理費 (4,379千円) 研修会場等経費</p> <p>合計金額 19,719千円</p>		
事業内容 (手段、手法など)	<p>※当該事業以下に細事業がある場合は、事業費とともに記載</p>		
関連事業 (同一目的事業等)	【平成23年度】 事業名 介護施設等職員研修事業 介護支援専門員資質向上事業 人材育成支援事業 民間保育所職員研修費補助金	事業費 5,271千円 19,981千円 9,951千円 650千円	対象者 介護施設看護職員等 介護支援専門員 (障害者自立支援法に基づく) サービス管理責任者等 民間保育所職員



事業シート (概要説明書)

予算事業名		社会福祉施設職員研修事業費				事業開始年度		昭和49年度										
		23年度 (予算)		22年度 (決算)		21年度 (決算)		20年度 (決算)										
事業費 コスト	報酬	千円		千円		千円		千円										
	委託料	千円		千円		千円		千円										
	需用費	千円		千円		千円		千円										
	役務費	千円		千円		千円		千円										
	負担金、補助及び交付金	19,719 千円		20,366 千円		19,983 千円		22,223 千円										
	事業費合計	19,719 千円		20,366 千円		19,983 千円		22,223 千円										
人件費	担当正職員	0.05 人	450 千円	0.05 人	475 千円	0.05 人	473 千円	0.05 人	467 千円									
	臨時職員等	人	千円	人	千円	人	千円	人	千円									
	人件費合計	0.05 人	450 千円	0.05 人	475 千円	0.05 人	473 千円	0.05 人	467 千円									
総事業費		20,169 千円		20,841 千円		20,456 千円		22,690 千円										
財源 内訳	国庫支出金	千円		千円		千円		千円										
	地方債	千円		千円		千円		千円										
	基金繰入金	15,340 千円		15,987 千円		15,604 千円		17,134 千円										
	一般財源	4,379 千円		4,379 千円		4,379 千円		5,089 千円										
	財源合計	19,719 千円		20,366 千円		19,983 千円		22,223 千円										
事業実績	【活動指標名】		単位	H22年度	H21年度	H20年度												
	社会福祉施設職員研修実施日数		日	96	89	87												
	効率指標 (事業費/活動指標)		総事業費 / 社会福祉施設職員研修実施日数	千円	217.1	229.8	260.8											
事業成果	【成果指標名】		単位	H22年度	H21年度	H20年度												
	社会福祉施設職員研修参加者数		人	3,564	2,865	2,998												
	成果実績 (事業目標達成状況)																	
事業の自己評価 (今後の事業の方向性、課題等)		<p>・研修参加者数は、H20年度の2,998人、H21年度の2,865人に対して、H22年度は3,564人と増加傾向にある。</p> <p>・各種別の代表者や関係行政職員で構成する研修委員会が平成22年7月に行ったアンケートにおいて、研修参加者の89.7%が「満足」と回答しており、研修の満足度も高い。今後も、アンケート調査等を通じてさらにニーズの把握に努め、研修内容の充実に努める。</p>																
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)		<p>【平成22年度】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業費</th> <th>研修事業参加者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(愛知県) 社会福祉関係職員研修事業</td> <td>17,355千円</td> <td>4,834人</td> </tr> <tr> <td>(富山県) 福祉カレッジ研修事業</td> <td>28,309千円</td> <td>4,970人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※愛知県、富山県とも、社会福祉施設職員だけでなく民生委員や行政職員等も対象とした事業。 (三重県) 社会福祉施設職員研修事業 20,366千円 3,564人</p>								事業名	事業費	研修事業参加者数	(愛知県) 社会福祉関係職員研修事業	17,355千円	4,834人	(富山県) 福祉カレッジ研修事業	28,309千円	4,970人
事業名	事業費	研修事業参加者数																
(愛知県) 社会福祉関係職員研修事業	17,355千円	4,834人																
(富山県) 福祉カレッジ研修事業	28,309千円	4,970人																
特記事項 (事業の沿革等)		<p>昭和49年の事業発足以来、県事業として県社会福祉協議会に業務委託してきたが、平成12年の社会福祉法の改正により、社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修が都道府県社会福祉協議会の事業として明記されたことをふまえ、平成13年度から、県社会福祉協議会への補助事業として現在に至っている。</p>																



委託・指定管理・補助 対象団体シート (概要説明書)

予算事業名	社会福祉施設職員研修事業費	事業開始年度	昭和49年度	
団体名	社会福祉法人 三重県社会福祉協議会			
団体への支出根拠 (選定経過等、支出先の の妥当性)	社会福祉法第92条により地方公共団体は、社会福祉事業従事者の確保等のために必要な措置を講ずると定められており、また、同法第110条で都道府県社会福祉協議会が社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修を行うこととされていることから、事業を実施する県社会福祉協議会に補助金を支出するものである。			
委託料・補助金等の 使途 (平成22年度分)  ※委託料は原簿へ入るため、前頁 の決算類における委託料と一致しない	委託料・内訳 補助金等	費目	概要	金額
		報酬	研修講師への報酬	5,584千円
		需用費	消耗品、印刷製本費	522千円
		役務費	通信運搬費、	369千円
		その他	講師旅費、賃借料、管理費	4,583千円
	人件費	研修担当者人件費	9,308千円	
<b>委託料・補助金 総額</b>				<b>20,366千円</b>

※以下、法律で財務情報の公表が義務付けられている団体（出資比率50%以上の団体、社会福祉協議会等）については必須記入。その他、必要と思われる場合に記入。

団体概要	社会福祉協議会は、社会福祉法によりその目的や役割が規定された、地域福祉を推進する公共性の高い民間団体(社会福祉法人)で、都道府県社会福祉協議会は、全国の各都道府県に一組織が設置されている。 活動概要は、地域で抱えている様々な福祉問題を、県社会福祉協議会が持つ行政・ボランティア・NPO・市民活動団体などへの幅広いネットワークを活用してその解決を図り、住民が安心して生活できるまちづくりを行うこととしている。										
	基本財産		3,000 千円	役員	(単位:人)	常勤 <small>うち (出向/OB)</small>		非常勤 <small>うち (出向/OB)</small>		監事 <small>うち (出向/OB)</small>	
	県出資金	0 千円	役員		1	1	14	0	3	1	
出資比率	0 %	職員	22		1	30	0				
団体の収入概要 (平成22年度)	項目		金額	概要(詳細等)							
	国からの財政支出金		0千円	別紙のとおり							
	県からの財政支出金		351,670千円								
	市町村からの財政支出金		0千円								
	委託料・指定管理料		0千円								
	補助金		0千円								
	その他		0千円								
その他		627,465千円									
総計		979,135千円									
団体の支出概要 (平成22年度)	項目		金額	概要(詳細等)							
	事業費		219,197千円	別紙のとおり							
	管理費		992,021千円								
	人件費		266,641千円								
	総計		1,477,859千円								
利益剰余金 (または繰越欠損金)	平成22年度	△498,724千円	別紙のとおり								





【別紙】 平成22年度 社会福祉法人三重県社会福祉協議会 収入支出決算

(単位:円)

会 計	一般会計	生活福祉資金 特別会計	要保護世帯向け 不動産担保型 生活資金特別会計	生活福祉資金 貸付事務費 特別会計	臨時特例 つなぎ資金 特別会計	公益事業 特別会計	介護福祉士等 修学資金貸付事業 特別会計	収益事業 特別会計	計	備考 (対象団体シート における項目)
収入										
会費収入	25,624,595								25,624,595	その他
寄附金収入	2,316,792								2,316,792	その他
分担金収入	47,604,900								47,604,900	その他
経常経費補助金収入	160,866,000			51,529,000		20,366,000	1,785,000		234,546,000	県からの財政支出金
助成金収入	9,352,900								9,352,900	その他
受託金収入	76,091,618					41,032,450			117,124,068	県からの財政支出金
貸付事業等収入		93,268,861							93,268,861	その他
事業収入	41,233,000	18,201,692			7,516,110	90,642,040		8,480,603	166,073,445	その他
共同募金配分金収入	7,044,000								7,044,000	その他
負担金収入	8,110,600								8,110,600	その他
雑収入	886,809							9	886,818	その他
受取利息配当金収入	1,611,770	11,157,378					1,367,146		14,136,294	その他
会計単位間繰入金収入	12,906,069			14,811,613					27,717,682	その他
会計単位外長期借入金収入			12,274,475						12,274,475	その他
経理区分間繰入金収入	51,802,312					1,347,150			53,149,462	その他
積立預金取崩収入	43,500,000	100,000					115,000,000		158,600,000	その他
繰越金								104,807	104,807	その他
長期運営資金借入金収入				1,200,000					1,200,000	その他
合計	488,951,365	122,727,931	12,274,475	67,540,613	7,516,110	153,387,640	118,152,146	8,585,419	979,135,699	
支出										
人件費支出	176,889,076			23,854,041	2,683,687	58,567,330	2,676,975	2,169,796	266,640,905	人件費
事務費支出	26,117,127			5,775,333	335,735	17,926,298	241,936	26,347	50,422,776	管理費
事業費支出	123,330,560			31,330,599	704,700	58,152,076	24,985	5,654,384	219,197,304	事業費
貸付事業等支出	1,532,911	552,925,404	11,064,125	4,244,000	13,240,000		88,790,000		671,796,440	管理費
助成金支出	28,016,568								28,016,568	管理費
負担金支出	15,931,680			300,000					16,231,680	管理費
経理区分間繰入金支出	51,802,312					1,347,150			53,149,462	管理費
会計単位間繰入金支出		14,811,613		1,036,640		11,345,445		523,984	27,717,682	管理費
固定資産取得支出及び繰入支出	890,810								890,810	管理費
積立預金積立支出	59,974,923	4,084,210					65,000,000		129,059,133	管理費
会計単位外長期貸付金支出		12,274,475							12,274,475	管理費
流動資産評価減による資金減少額等		100,000							100,000	管理費
返還金支出						1,162,065			1,162,065	管理費
その他の支出	1,200,000								1,200,000	管理費
合計	485,685,967	584,195,702	11,064,125	66,340,613	16,964,122	148,500,364	156,733,896	8,374,511	1,477,859,300	
当期収支差額	3,265,398	△ 461,467,771	1,210,350	1,200,000	△ 9,448,012	4,887,276	△ 38,581,750	210,908	△ 498,723,601	



## 参考 社会福祉法（抜粋）

### （国及び地方公共団体の措置）

第九十二条 国は、社会福祉事業従事者の確保及び国民の社会福祉に関する活動への参加を促進するために必要な財政上及び金融上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、社会福祉事業従事者の確保及び国民の社会福祉に関する活動への参加を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

### （市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第九十九条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を經營する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を經營する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
  - 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
  - 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
  - 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- 2 地区社会福祉協議会は、一又は二以上の区（地方自治法第二百五十二条の二十に規定する区をいう。）の区域内において前項各号に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を經營する者の過半数が参加するものとする。
- 3 市町村社会福祉協議会のうち、指定都市の区域を単位とするものは、第一項各号に掲げる事業のほか、その区域内における地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業を行うものとする。
- 4 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、広域的に事業を実施することにより効果的な運営が見込まれる場合には、その区域を越えて第一項各号に掲げる事業を実施することができる。



- 5 関係行政庁の職員は、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の役員となることができる。ただし、役員の数分の五の一を超えてはならない。
- 6 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業を営業者又は社会福祉に関する活動を行う者から参加の申出があつたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(都道府県社会福祉協議会)

第百十条 都道府県社会福祉協議会は、都道府県の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における市町村社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。

- 一 前条第一項各号に掲げる事業であつて各市町村を通ずる広域的な見地から行うことが適切なもの
  - 二 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修
  - 三 社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言
  - 四 市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整
- 2 前条第五項及び第六項の規定は、都道府県社会福祉協議会について準用する。



事業シート(概要説明書)

予算事業名	明るい長寿社会づくり推進機構事業委託費	事業開始年度	平成2年度
上位施策事業名	高齢者保健福祉の推進	担当部局	健康福祉部
根拠法令	老人福祉法	担当室	長寿社会室
事務区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務 <input type="checkbox"/> 法定受託事務	グループ名	介護・福祉G
事業の必要性・実施の背景	老人福祉法第13条により、地方公共団体は、老人の心身の健康保持に資するため、広く老人が自主的かつ積極的に参加することができる事業を実施するよう努めなければならないこととされている。高齢化が進展している中で、明るい活力ある長寿社会の実現に向けた取組が求められている。		
目的(何をどうするために)	高齢者が、長年培ってきた豊かな経験と知識、技能を活かし、健康で、かつ生きがいを持って、各分野において活発に社会活動を展開している。		
目標(何がどうなれば達成か)	高齢者が、スポーツや健康づくり、文化活動、地域活動等に参加し、元気でいきいきと暮らしている。		
対象(誰・何を対象に)	県内高齢者		
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施		
	<input checked="" type="checkbox"/> 業務委託(委託先: 社会福祉法人三重県社会福祉協議会、財団法人三重県老人クラブ連合会)		
	<input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕(補助先: ) 実施主体: )		
事業内容(手段、手法など)	<input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )		
	<p>【事業の内容】</p> <p>1 県社会福祉協議会に対して次の事業を委託する。</p> <p>① 全国健康福祉祭(ねんりんピック)選手派遣事業(8,243千円) 高齢者のスポーツ活動、健康づくり活動等を推進することを目的として、三重県選手団を開催県に派遣する。</p> <p>② 三重県シニアスポーツ交流事業(327千円) 高齢者の生きがいと健康づくり、仲間づくり、スポーツを通じた交流を支援するため、関係機関の参加と協力のもと、グランドゴルフ、ペタンク等のシニアスポーツ交流大会を開催する。</p> <p>③ 軽スポーツ等普及交流事業(255千円) 軽スポーツ等(軽スポーツや健康体操、レクリエーション等)を通じた交流を図るとともに高齢者への軽スポーツ等の普及、高齢者の健康づくり、仲間づくりを促進するため講習会を開催する。</p> <p>④ 長寿社会活動・地域交流推進事業(3,076千円) 高齢者の社会参加活動に関する研修会の開催やボランティア活動等に対する奨励金を交付する。</p> <p>⑤ 会議等への出席(237千円) 事業の実施に必要な会議等へ出席する。</p> <p>⑥ 事業の実施に必要な人件費(職員3名分)(15,894千円)</p> <p>⑦ 管理運営費(1,953千円)</p> <p>2 県老人クラブ連合会に対して次の事業を委託する。</p> <p>① ねんりんピック文化作品展への出展(389千円) 出展作品選考及び搬送を委託する。</p> <p>3 県職員旅費(173千円) 各事業出張旅費</p> <p style="text-align: right;">合計金額 30,547千円</p>		
	<p>【委託先の選定方法等】</p> <p>1の事業については、県内関係団体等とのネットワークを有し、各種ニーズに対応できるノウハウ・組織体制等を持っている県社会福祉協議会に委託している。</p> <p>また、2の事業については、県内の60歳以上の高齢者が作成した日本画等の作品を選考し、ねんりんピック文化作品展に出展する事業で、県内の高齢者を対象にした文化作品展を行っている県老人クラブ連合会に委託している。</p>		
関連事業(同一目的事業等)	【平成23年度】老人クラブ活動等社会活動促進事業費 (事業費 63,947千円)		

事業概要

※当該事業以下に細事業がある場合は、事業費とともに記載





事業シート（概要説明書）

予算事業名		明るい長寿社会づくり推進機構事業委託費				事業開始年度		平成2年度																					
コスト	事業費	23年度（予算）		22年度（決算）		21年度（決算）		20年度（決算）																					
		報酬	千円		千円		千円		千円																				
	委託料	30,374千円		29,323千円		30,240千円		31,284千円																					
	需用費	千円		千円		千円		千円																					
	役務費	千円		千円		千円		千円																					
	その他	173千円		81千円		264千円		239千円																					
	事業費合計	30,547千円		29,404千円		30,504千円		31,523千円																					
コスト	人件費	担当正職員	0.1人	901千円	0.1人	952千円	0.1人	947千円	0.1人	934千円																			
		臨時職員等	人	千円	人	千円	人	千円	人	千円																			
	人件費合計	0.1人	901千円	0.1人	952千円	0.1人	947千円	0.1人	934千円																				
	総事業費	31,448千円		30,356千円		31,451千円		32,457千円																					
財源	内訳	国庫支出金	千円		千円		千円		千円																				
		地方債	千円		千円		千円		千円																				
		基金繰入金	28,594千円		27,452千円		28,561千円		29,571千円																				
		一般財源	1,953千円		1,952千円		1,943千円		1,952千円																				
		財源合計	30,547千円		29,404千円		30,504千円		31,523千円																				
事業実績	活動実績	【活動指標名】		単位	H22年度	H21年度	H20年度																						
		ねんりんピック参加回数		回	1	1	1																						
		シニアスポーツ交流大会開催回数		回	2	1	1																						
		軽スポーツ等普及交流事業開催回数		回	2	2	1																						
	研修実施回数		回	10	10	10																							
	効率指標 (事業費/活動指標)	ねんりんピックへの選手派遣事業費	ねんりんピック参加回数	千円	5,361.9	7,471.8	8,839.9																						
		研修事業費	研修開催回数	千円	58.3	29.1	31.6																						
事業成果	成果実績 (事業目標達成状況)	【成果指標名】		単位	H22年度	H21年度	H20年度																						
		ねんりんピック参加者数		人	140	123	132																						
		シニアスポーツ交流大会参加者数		人	534	425	448																						
		軽スポーツ等普及交流事業参加者数		人	59	154	299																						
		研修参加者数		人	724	703	913																						
事業の自己評価 (今後の事業の方向性、課題等)		<p>・高齢者が健康で生きがいをもって社会活動を行うことは、高齢期を過ごす上で重要なことと考えている。成果として学習活動、スポーツ、芸術、地域づくり活動を通じて、高齢者が社会参加活動を行える場づくりが進んでおり、ねんりんピックやシニアスポーツ交流大会の参加人数については、平成20・21年度に比べて、平成22年度は増加傾向にある。</p> <p>・地域社会においては、かつての助け合い、支え合いの機能が低下していることから、高齢者が長年培ってきた豊かな経験、知識、技能を地域における社会活動に活かしていくことが重要な課題となっている。</p>																											
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)		<p>【平成22年度実績】（開催地 石川県）</p> <table border="1"> <tr> <td>（静岡県）</td> <td>ねんりんピック選手派遣事業費</td> <td>14,434千円</td> <td>派遣人数</td> <td>166人</td> </tr> <tr> <td>（愛知県）</td> <td>ねんりんピック選手派遣事業費</td> <td>8,037千円</td> <td>派遣人数</td> <td>175人</td> </tr> <tr> <td>（岐阜県）</td> <td>ねんりんピック選手派遣事業費</td> <td>3,692千円</td> <td>派遣人数</td> <td>149人</td> </tr> <tr> <td>（三重県）</td> <td>ねんりんピック選手派遣事業費</td> <td>5,362千円</td> <td>派遣人数</td> <td>140人</td> </tr> </table>								（静岡県）	ねんりんピック選手派遣事業費	14,434千円	派遣人数	166人	（愛知県）	ねんりんピック選手派遣事業費	8,037千円	派遣人数	175人	（岐阜県）	ねんりんピック選手派遣事業費	3,692千円	派遣人数	149人	（三重県）	ねんりんピック選手派遣事業費	5,362千円	派遣人数	140人
（静岡県）	ねんりんピック選手派遣事業費	14,434千円	派遣人数	166人																									
（愛知県）	ねんりんピック選手派遣事業費	8,037千円	派遣人数	175人																									
（岐阜県）	ねんりんピック選手派遣事業費	3,692千円	派遣人数	149人																									
（三重県）	ねんりんピック選手派遣事業費	5,362千円	派遣人数	140人																									
特記事項 (事業の沿革等)		特になし																											



委託・指定管理・補助 対象団体シート (概要説明書)

予算事業名	明るい長寿社会づくり推進機構事業委託費	事業開始年度	平成2年度	
団体名	社会福祉法人三重県社会福祉協議会			
団体への支出根拠 (選定経過等、支出先の の妥当性)	県内関係団体などとのネットワークを形成し、各種ニーズに対応できるノウハウ・組織体制等を持っている県社会福祉協議会に事業を委託している。			
委託料・補助金等の 用途 (平成22年度分)  <small>※委託料は概算ベースのため、前頁の 決算額に依る委託料と一致しない</small>	委託料・内訳 補助金等	費目	概要	金額
		報償費	研修会講師謝金	546千円
		需用費	消耗品費、印刷製本費	1,446千円
		役務費	通信運搬費	721千円
		その他	旅費、賃借料、管理費	11,549千円
		人件費	担当者人件費	15,577千円
	委託料・補助金 総額			

※以下、法律で財務情報の公表が義務付けられている団体（出資比率50%以上の団体、社会福祉協議会等）については必須記入。その他、必要と思われる場合に記入。

団体概要	社会福祉協議会は、社会福祉法によりその目的や役割が規定された、地域福祉を推進する公共性の高い民間団体(社会福祉法人)で、都道府県社会福祉協議会は、全国の各都道府県に一組織が設置されている。 活動概要は、地域で抱えている様々な福祉問題を、県社会福祉協議会が持つ行政・ボランティア・NPO・市民活動団体などへの幅広いネットワークを活用してその解決を図り、住民が安心して生活できるまちづくりを行うこととしている。									
	基本財産	3,000 千円	役員	(単位:人)	常勤	非常勤	監事			
	県出資金	0 千円		役員	1	14	3			
出資比率	0 %	職員		22	30					

団体の収入概要 (平成22年度)	項目	金額	概要(詳細等)
	国からの財政支出金	0千円	別紙のとおり
県からの財政支出金	351,670千円		
市町村からの財政支出金	0千円		
委託料・指定管理料	0千円		
補助金	0千円		
その他	0千円		
その他	627,465千円		
総計	979,135千円		

団体の支出概要 (平成22年度)	項目	金額	概要(詳細等)
	事業費	219,197千円	別紙のとおり
管理費	992,021千円		
人件費	266,641千円		
総計	1,477,859千円		

利益剰余金 (または繰越欠損金)	平成22年度	△498,724千円	別紙のとおり
---------------------	--------	------------	--------



【別紙】 平成22年度 社会福祉法人三重県社会福祉協議会 収入支出決算

(単位:円)

会 計	一般会計	生活福祉資金 特別会計	要保護世帯向け 不動産担保型 生活資金特別会計	生活福祉資金 貸付事務費 特別会計	臨時特例 つなぎ資金 特別会計	公益事業 特別会計	介護福祉士等 修学資金貸付事業 特別会計	収益事業 特別会計	計	備考 (対象団体シート における項目)	
収入	会費収入	25,624,595							25,624,595	その他	
	寄附金収入	2,316,792							2,316,792	その他	
	分担金収入	47,604,900							47,604,900	その他	
	経常経費補助金収入	160,866,000			51,529,000		20,366,000	1,785,000	234,546,000	県からの財政支出金	
	助成金収入	9,352,900							9,352,900	その他	
	受託金収入	76,091,618					41,032,450		117,124,068	県からの財政支出金	
	貸付事業等収入		93,268,861						93,268,861	その他	
	事業収入	41,233,000	18,201,692			7,516,110	90,642,040	8,480,603	166,073,445	その他	
	共同募金配分金収入	7,044,000							7,044,000	その他	
	負担金収入	8,110,600							8,110,600	その他	
	雑収入	886,809							886,818	その他	
	受取利息配当金収入	1,611,770	11,157,378					1,367,146	14,136,294	その他	
	会計単位間繰入金収入	12,906,069			14,811,613				27,717,682	その他	
	会計単位外長期借入金収入			12,274,475					12,274,475	その他	
	経理区分間繰入金収入	51,802,312					1,347,150		53,149,462	その他	
	積立預金取崩収入	43,500,000	100,000					115,000,000	158,600,000	その他	
	繰越金								104,807	その他	
	長期運営資金借入金収入				1,200,000				1,200,000	その他	
	合計	488,951,365	122,727,931	12,274,475	67,540,613	7,516,110	153,387,640	118,152,146	8,585,419	979,135,699	
支出	人件費支出	176,889,076			23,654,041	2,683,687	58,567,330	2,676,975	2,169,796	266,640,905	人件費
	事務費支出	26,117,127			5,775,333	335,735	17,926,298	241,936	26,347	50,422,776	管理費
	事業費支出	123,330,560			31,330,599	704,700	58,152,076	24,985	5,654,384	219,197,304	事業費
	貸付事業等支出	1,532,911	552,925,404	11,064,125	4,244,000	13,240,000		88,790,000		671,796,440	管理費
	助成金支出	28,016,568								28,016,568	管理費
	負担金支出	15,931,680			300,000					16,231,680	管理費
	経理区分間繰入金支出	51,802,312					1,347,150			53,149,462	管理費
	会計単位間繰入金支出		14,811,613		1,036,640		11,345,445		523,984	27,717,682	管理費
	固定資産取得支出及び繰入支出	890,810								890,810	管理費
	積立預金積立支出	59,974,923	4,084,210					65,000,000		129,059,133	管理費
	会計単位外長期貸付金支出		12,274,475							12,274,475	管理費
	流動資産評価減による資金減少額等		100,000							100,000	管理費
	返還金支出						1,162,065			1,162,065	管理費
その他の支出	1,200,000								1,200,000	管理費	
合計	485,685,967	584,195,702	11,064,125	66,340,613	16,964,122	148,500,364	156,733,896	8,374,511	1,477,859,300		
当期収支差額	3,265,398	△ 461,467,771	1,210,350	1,200,000	△ 9,448,012	4,887,276	△ 38,581,750	210,908	△ 498,723,601		



委託・指定管理・補助 対象団体シート (概要説明書)

予算事業名	明るい長寿社会づくり推進機構事業委託費	事業開始年度	平成2年度	
団体名	財団法人三重県老人クラブ連合会			
団体への支出根拠 (選定経過等、支出先の 妥当性)	ねりんピック文化作品展への出展は、60歳以上のアマチュアの方が作成した日本画等の作品を募集し展示するもので、三重県全域の高齢者を対象に各分野にわたり文化作品展を行っている県老人クラブ連合会に委託している。			
委託料・補助金等の 用途 (平成22年度分)  ※委託料は取替ベースのため、取替の 決算額における委託料と一致しない	委託料・内訳 補助金等	費目	概要	金額
		報償費	審査員報償費	62千円
		需用費	消耗品費	78千円
		役務費	通信運搬費	210千円
		その他	旅費	60千円
				千円
		千円		
委託料・補助金 総額				410千円

※以下、法律で財務情報の公表が義務付けられている団体（出資比率50%以上の団体、社会福祉協議会等）については必須記入。その他、必要と思われる場合に記入。

団体概要	都道府県段階のリーダーと老人クラブ活動推進員、また郡市町老連及び単位老人クラブリーダーの資質向上を目的として活動している。									
	基本財産	10,000 千円	役員 職員	(単位:人)	常勤	非常勤	監事			
	県出資金	0 千円		役員	0	31	2	1		
出資比率	0 %	職員		3	0	0				
団体の収入概要 (平成22年度)	項目	金額	概要(詳細等)							
	国からの財政支出金	0千円								
	県からの財政支出金	5,502千円	老人クラブ推進事業補助金等の補助金収入5,045千円外							
	市町村からの財政支出金	0千円								
	委託料・指定管理料	千円								
	補助金	千円								
	その他	千円								
その他	24,523千円	会費収入17,465千円、広告料収入2,470千円外								
総計	30,025千円									
団体の支出概要 (平成22年度)	項目	金額	概要(詳細等)							
	事業費	12,517千円	郡市町老連活動支援事業費支出2,095千円、指導者育成事業費支出1,939千円、老人のつどい事業費支出1,752千円、文化作品展事業費支出1,150千円、健康づくり事業費支出1,450千円外							
	管理費	7,279千円	管理費支出5,206千円、その他支出2,073千円外							
	人件費	10,110千円	職員3名の給与等							
	総計	29,906千円								
利益剰余金 (または繰越欠損金)	平成22年度	119千円								





**参考** 老人福祉法（抜粋）

（老人福祉の増進のための事業）

第十三条 地方公共団体は、老人の心身の健康の保持に資するための教養講座、レクリエーションその他広く老人が自主的かつ積極的に参加することができる事業（以下「老人健康保持事業」という。）を実施するように努めなければならない。

2 地方公共団体は、老人の福祉を増進することを目的とする事業の振興を図るとともに、老人クラブその他当該事業を行う者に対して、適当な援助をするように努めなければならない。



事業シート (概要説明書)

予算事業名	UDのまちづくり展開事業費	事業開始年度	平成19年度
上位施策事業名	地域とともに進める福祉社会づくり	担当部局	健康福祉部
根拠法令	三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例	担当室	健康福祉総務室
事務区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務 <input type="checkbox"/> 法定受託事務	グループ名	ユニバーサルデザインG
事業の必要性・実施の背景	高齢者の急増、障がい者の社会参加の促進、多文化共生社会の進展、子育て支援における社会的責任の要請などを背景として、障がいの有無や年齢、性別等にかかわらず、すべての人にとって利用しやすいユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりが求められている。		
目的 (何をどうするために)	三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例の理念である「あらゆる分野におけるすべての人々の社会参加の機会を確保し、一人ひとりが互いの価値を認め合いながら、自由に行動し、安全で快適に生活できる」社会が実現している。		
目標 (何がどうなれば達成か)	「社会にはさまざまな人がいることを理解し、まちづくりやものづくり、サービス等、何かをする時には、それを利用するさまざまな人の立場に立って考え、実行する」というユニバーサルデザインの考え方を自分自身の問題として捉え、行動できる県民の割合が増えている。		
対象 (誰・何を対象に)	県民		
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施		
	<input checked="" type="checkbox"/> 業務委託 又は <input type="checkbox"/> 指定管理 (委託先又は指定管理者: UD団体)		
	<input checked="" type="checkbox"/> 補助金〔 <u>直接</u> 〕間接 (補助先: 市町及びUD団体を構成員とする協議会等 実施主体: 同左)		
<input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他 ( )			
事業概要	事業内容 (手段、手法など) ※当該事業以下に細事業がある場合は、事業費とともに記載		
	<p>1 ユニバーサルデザインのまちづくりPR事業(2,440千円)</p> <p>①あちこちUDの実施(UD団体による各地イベント等での啓発ブースの出展) 480千円 1回当たり 親150名(アンケート・ティッシュ)・子100名(ぬり絵・消しゴム) H22年度実績 22行事24回(延べ約6,000人) UD団体への報償費</p> <p>②車いす使用者用駐車区画適正利用キャンペーンの実施 540千円 ※H23新規事業 市町、社会福祉協議会、UD団体等と連携して民間15店舗(全県域)において実施 UD団体等への報償費</p> <p>③啓発物品購入、チラシ印刷、UD団体意見交換会(3回)、公用車経費等 1,420千円</p> <p>2 ユニバーサルデザインのまちづくり賞(615千円) UDに関する各部門の表彰(アイデア部門、ポスター部門、施設・活動部門) 選考委員報償費・旅費、賞品購入、募集案内等印刷、表彰式開催等</p> <p>3 ユニバーサルデザインアドバイザー養成事業(427千円)</p> <p>①UDアドバイザーの養成講座の開催(県直営) 185千円 4日間×1回(H23松阪市 新規養成30人) 講師等報償費・旅費等</p> <p>②UDアドバイザーフォローアップ講座の開催(UD団体へ委託) 242千円 1日間×3回(H23四日市市、伊賀市、松阪市) UD団体委託料等</p> <p>4 ユニバーサルデザイン推進担い手育成事業(1,143千円) 学校(県内小・中・高)や企業等に対するUD出前講座の実施 講師として主にユニバーサルデザインアドバイザーを活用 講師報償費・旅費、講師保険料、郵送料等</p> <p>5 地域力を活かしたユニバーサルデザイン事業(681千円) 地域のUD団体等が市町と連携して主体的に行う取組に対する補助 ※H23新規事業 団体への補助金等</p> <p>6 ユニバーサルデザイン学校講座コーディネーター緊急雇用創出事業(1,609千円) 非常勤嘱託員(UD学校講座コーディネーター1名)の報酬等</p> <p>合計金額 6,915千円</p>		
関連事業 (同一目的事業等)	特になし		



事業シート (概要説明書)

予算事業名		UDのまちづくり展開事業費				事業開始年度		平成19年度		
		23年度 (予算)		22年度 (決算)		21年度 (決算)		20年度 (決算)		
コスト	報償費	1,901 千円		1,195 千円		782 千円		895 千円		
	委託料	116 千円		365 千円		655 千円		833 千円		
	需用費	1,393 千円		1,509 千円		1,538 千円		1,464 千円		
	役務費	464 千円		737 千円		386 千円		40 千円		
	その他	3,041 千円		502 千円		2,028 千円		866 千円		
	事業費合計	6,915 千円		4,308 千円		5,389 千円		4,098 千円		
人件費	担当正職員	1.4 人	12,611 千円	1.8 人	17,129 千円	1.8 人	17,046 千円	1.8 人	16,817 千円	
	臨時職員等	0.4 人	847 千円	人	千円	人	千円	人	千円	
	人件費合計	1.8 人	13,458 千円	1.8 人	17,129 千円	1.8 人	17,046 千円	1.8 人	16,817 千円	
総事業費		20,373 千円		21,437 千円		22,435 千円		20,915 千円		
財源 内訳	国庫支出金	千円		千円		千円		千円		
	地方債	千円		千円		千円		千円		
	基金繰入金	6,915 千円		4,308 千円		5,373 千円		4,098 千円		
	一般財源	千円		千円		16 千円		千円		
	財源合計	6,915 千円		4,308 千円		5,389 千円		4,098 千円		
事業実績	【活動指標名】			単位	H22年度	H21年度	H20年度			
	活動実績	あちこちUD実施回数			回	24	25	7		
		ユニバーサルデザインのまちづくり出前講座(学校)の実施校数			校	36	22	37		
	効率指標 (事業費/活動指標)	あちこちUDの総事業費 / あちこちUD実施回数			千円	65.1	63.6	166.9		
	ユニバーサルデザインのまちづくり出前講座(学校)の総事業費 / ユニバーサルデザインのまちづくり出前講座(学校)の実施校数			千円	120.3	178.5	123.8			
事業成果	【成果指標名】			単位	H22年度	H21年度	H20年度			
	成果実績 (事業目標達成状況)	ユニバーサルデザインのまちづくり賞への応募件数			件	427	178	375		
		ユニバーサルデザインアドバイザー数(累計)			人	1,043	1,022	963		
		ユニバーサルデザインのまちづくり出前講座(学校)の受講者数			人	3,604	2,205	2,632		
事業の自己評価 (今後の事業の方向性、課題等)	<p>「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」では、啓発、情報提供、教育の充実などについて、県の役割と責務が規定されており、条例に基づき、普及啓発の取組を継続して行っていく必要がある。さらに、平成23年3月に議決された「第2次ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」において、これまでの取組の検証で明らかになった課題をもとに、市町やユニバーサルデザインアドバイザー等と連携し「ユニバーサルデザインの意識づくり」に取り組むこととしており、とりわけ、ユニバーサルデザインのまちづくり賞や学校出前講座など、次世代を担う子どもたちを中心に意識の啓発を進めることを重点的な取組項目としているところである。そのため、学校出前講座とユニバーサルデザインのまちづくり賞が相乗効果を生むよう、学校等関係機関と調整のうえ、実施時期や実施方法について検討を加えるなど、子どもたちに対する啓発効果がさらに高まるよう努めていくこととする。</p>									
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)	<p>【平成23年度当初予算】                  (愛知県) 6,203千円 人にやさしい街づくり賞、人にやさしい街づくり連続講座、出前講座                  (静岡県) 9,800千円 ふじのくにユニバーサルデザイン大賞、ユニバーサルデザイン製品展覧会、ユニバーサルデザイン事例発表会、出前講座、企業対象講座                  (兵庫県) 4,821千円 みんなの声かけ運動(出前講座を含む)、UDの社会づくり賞、UD推進大会                  (三重県) 5,306千円 あちこちUD、UDのまちづくり賞、UDアドバイザー養成・フォローアップ講座、出前講座、地域力を活かしたUD活動支援事業費補助金 (緊急雇用事業を除く)</p>									
特記事項 (事業の沿革等)	<p>平成19年3月 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例改正施行                  平成19年度～平成22年度 第1次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画                  平成23年度～平成26年度 第2次                  ”</p>									



委託・指定管理・補助 対象団体シート(概要説明書) 別紙

(平成22年度分)

団体名	団体への支出根拠	費目	概要	金額
特定非営利活動法人 ユニバーサルデザイン同夢	随意契約	委託料	UDアドバイザーフォローアップ講座(伊賀)事業委託	30 千円
			地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定による随意契約。(予定価格が一定金額以下のため競争入札によることを要しない) 事業者選定は、三重県少額物品・役務等調達基準(健康福祉部)第5条の規定による。(予定価格が5万円未満のため1者との任意契約が可能)	
つUDかるがも 齋藤美恵子	随意契約	委託料	UDアドバイザー養成講座事業委託	262 千円
			地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約。(契約の性質又は目的が競争入札に適しない) 事業者選定は、当該事業がUDアドバイザーを構成員に含むUD団体へ委託することを想定したものであり、受託希望のあった3団体のうち、活動地域のUDアドバイザー充足率、開催地の利便性等を勘案したことによる。	
UDほっとネット四日市 代表 伊藤順子	随意契約	委託料	UDアドバイザーフォローアップ講座(四日市)事業委託	30 千円
			地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定による随意契約。(予定価格が一定金額以下のため競争入札によることを要しない) 事業者選定は、三重県少額物品・役務等調達基準(健康福祉部)第5条の規定による。(予定価格が5万円未満のため1者との任意契約が可能)	
社会福祉法人 三重県視覚障害者協会	随意契約	委託料	UDアドバイザーフォローアップ講座募集案内(点字版)作成委託	3 千円
			地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定による随意契約。(予定価格が一定金額以下のため競争入札によることを要しない) 事業者選定は、三重県少額物品・役務等調達基準(健康福祉部)第5条の規定による。(予定価格が5万円未満のため1者との任意契約が可能)	
社会福祉法人 日本介助犬協会	随意契約	委託料	UDのまちづくり賞表彰式イベント事業委託	27 千円
			地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定による随意契約。(予定価格が一定金額以下のため競争入札によることを要しない) 事業者選定は、三重県少額物品・役務等調達基準(健康福祉部)第5条の規定による。(予定価格が5万円未満のため1者との任意契約が可能)	
(有)ミフジ印刷	随意契約	委託料	UDのまちづくり賞優秀作品ポスター画像化委託	13 千円
			地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定による随意契約。(予定価格が一定金額以下のため競争入札によることを要しない) 事業者選定は、三重県少額物品・役務等調達基準(健康福祉部)第4条の規定による。(予定価格が5万円未満のため常時選定事業者のうち1者との任意契約が可能)	
			委託料 総額	365 千円





## 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例

**前文** 障害のある人もない人も、高齢者も若者も、すべての人の人権が尊重され、共に暮らすことができる社会を実現することは、私たち県民すべての願いである。

こうした社会を実現するためには、社会のあらゆる分野におけるすべての人々の社会参加の機会を確保し、一人一人が互いの価値を認め合いながら、自由に行動し、安全で快適に生活できるユニバーサルデザインのまちづくりに取り組む必要がある。

ここに、私たちは、障害者、高齢者等にとって暮らしやすいまちが、すべての人にとって暮らしやすいまちであるという認識に立ち、共に力を合わせ、人間性豊かな社会の実現を目指して、この条例を制定する。

### 第一章 総則

#### (目的)

**第一条** この条例は、ユニバーサルデザインのまちづくりに関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、施策の基本方針を定めることにより、ユニバーサルデザインのまちづくりを総合的に推進し、もって障害者、高齢者等を始めとするすべての県民が自由な活動や平等な社会参加ができる社会の実現に寄与することを目的とする。

#### (定義)

**第二条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

#### (1) ユニバーサルデザインのまちづくり

障害の有無、年齢、性別等にかかわらず、すべての県民が社会のあらゆる分野の活動に参加でき、安全かつ快適な生活を営むことができるようあらかじめ配慮されたまちづくりをいう。

#### (2) 障害者、高齢者等

障害者、高齢者、妊産婦、子ども、外国人等で日常生活又は社会生活において制限を受ける者をいう。

#### (3) 公共的施設

官公庁施設、医療施設、社会福祉施設、商業施設、文化施設、体育施設、宿泊施設、教育施設、公共交通機関の施設、道路、公園その他の不特定かつ多数の者の利用に供する施設で規則で定めるものをいう。

#### (4) 特定施設

公共的施設のうち、特に障害者、高齢者等が日常生活又は社会生活を営む上で整備することが必要な施設として規則で定めるものをいう。



- (5) 公共車両等  
一般旅客の用に供する鉄道の車両、自動車及び船舶で、規則で定めるものをいう。
- (6) 公共工作物  
案内標識、公衆電話所その他の公共の用に供する工作物で規則で定めるものをいう。
- (7) 施設等  
公共的施設、公共車両等、公共工作物及び住宅をいう。

#### (県の責務)

第三条 県は、市町との連携並びに事業者及び県民との協働の下に、ユニバーサルデザインのまちづくりに関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

- 2 県は自ら設置し、又は管理する施設等について、障害者、高齢者等を始めとするすべての人が安全かつ快適に利用できるよう整備するものとする。

#### 第四条 削除

#### (事業者の責務)

第五条 事業者は、県が実施するユニバーサルデザインのまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、自ら設置し、又は管理する施設等について、障害者、高齢者等を始めとするすべての人が安全かつ快適に利用できるようその整備に努めるものとする。

#### (県民の責務)

第六条 県民は、ユニバーサルデザインのまちづくりに関して理解を深めるとともに、県が実施するユニバーサルデザインのまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 県民は、障害者、高齢者等を始めとするすべての人が施設等を安全かつ快適に利用できるよう配慮するとともに、その利用の妨げとなる行為をしてはならない。



## 第二章 ユニバーサルデザインのまちづくりの基本方針等

### (基本方針)

第七条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、ユニバーサルデザインのまちづくりに関する政策を総合的に実施するものとする。

- (1) すべての県民がユニバーサルデザインのまちづくりに理解を深め、積極的にこれに参画するよう意識の高揚を図ること。
- (2) すべての県民が自由に移動し、及び安全かつ快適に暮らすことができるよう施設等の整備を推進すること。
- (3) 誰もが使いやすい製品、良質なサービス及び分かりやすい情報がすべての県民に提供されるよう事業者等への支援等を推進すること。

### (ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画の策定等)

第八条 知事は、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するための基本的な計画（以下「推進計画」という。）を定めるものとする。

- 2 県は、推進計画を実施するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。
- 3 知事は、推進計画を実施するに当たっては、あらかじめ、次条第一項の三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会の意見を聴き、議会の議決を経なければならない。
- 4 前項の規定は、推進計画の変更について準用する。

### (三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会)

第九条 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進のために必要な事項を調査審議するため、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

- 2 協議会は、ユニバーサルデザインのまちづくりの推進に関する事項について、知事に意見を述べることができる。
- 3 協議会は、委員十五人以内で組織する。
- 4 委員は、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。
- 5 委員の任期は二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 全各号に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。



### 第三章 ユニバーサルデザインのまちづくりに関する施策

#### (啓発及び情報の提供)

第十条 県は、ユニバーサルデザインのまちづくりに関し、県民及び事業者の理解を深め、自発的な活動を促進するため、必要な啓発及び情報の提供を行うものとする。

#### (教育の充実等)

第十一条 県は、県民の人権を尊重する意識を育成し、県民の障害者、高齢者等に対する理解と共感の心を醸成するため、幼児教育、学校教育及び生涯学習の充実その他必要な施策を推進するものとする。

#### (ボランティア活動等の促進)

第十二条 県は、ユニバーサルデザインのまちづくりに関し、ボランティア活動を始めとする自由な社会貢献活動を促進するため、情報の提供、活動基盤の整備その他必要な施策を推進するものとする。

#### (安全な生活の確保)

第十三条 県は、障害者、高齢者等を始めとするすべての人が安全に日常生活を営むことができるよう防犯、防災及び交通安全の確保に関し必要な施策を推進するものとする。

#### (人材の養成等)

第十四条 県は、障害者、高齢者等を始めとするすべての人の社会参加を促進し、その自立した生活を支援するため、介助等の知識及び技能を有する者の養成、確保及び資質の向上を図るために必要な施策を推進するものとする。

#### (福祉用具等に関する研究開発等)

第十五条 県は、障害者、高齢者等の自立及び社会参加の促進並びに介護者の負担の軽減を図るため、福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律（平成五年法律第三十八号）第二条に規定する福祉用具等に関する研究及び開発を促進し、並びにこれらの成果の普及を図るものとする。

#### (情報の利用等)

第十六条 県は、障害者、高齢者等を始めとするすべての人が円滑に情報を利用し、及びその意志を表示して社会参加できるよう情報伝達手段の充実に必要な施策を推進するものとする。





## 第四章 公共的施設等の整備

### 第一節 公共的施設の整備

#### (整備基準)

第十七条 知事は、公共的施設の整備に関し、障害者、高齢者等が安全かつ快適に利用できるようにするために必要な基準（以下「整備基準」という。）を定めるものとする。

- 2 整備基準は、出入口、廊下、階段、昇降機、便所、敷地内の通路、駐車場その他の知事が必要と認めるものについて、公共的施設の区分に応じて規則を定める。

#### (整備基準の遵守)

第十八条 公共的施設の新築、新設、増築、改築、用途の変更（施設の用途を変更して公共的施設とする場合を含む。）、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第十四号に規定する大規模の修繕又は同条第十五号に規定する大規模の模様替（以下「新築等」という。）をしようとする者は、当該公共的施設（当該新築等に係る部分に限る。）について整備基準を遵守しなければならない。ただし、規模、構造、地形若しくは敷地の状況その他やむを得ない事由により、整備基準を遵守することが困難であると知事が認める場合は、この限りでない。

- 2 公共的施設を所有し、又は管理する者（以下「公共的施設の所有者等」という。）は、当該公共的施設を整備基準に適合させるよう努めるものとする。

#### (適合証の交付)

第十九条 公共的施設の所有者等は、当該公共的施設を整備基準に適合させているときは、規則で定めるところにより、知事に対し、当該公共的施設が整備基準に適合していることを証する証票（以下「適合証」という。）の交付を請求することができる。

- 2 知事は、前項の規定による請求があった場合において、当該公共的施設が、整備基準に適合していると認めるときは、規則で定めるところにより、当該請求をした者に対し、適合証を交付するものとする。

- 3 知事は、前項の規定により適合証を交付した場合において、当該交付に係る公共的施設が、整備基準に適合している旨を公表することができる。

#### (維持保全)

第二十条 公共的施設の所有者等は、当該公共的施設を整備基準に適合させたときは、当該適合させた部分の機能を維持するよう努めなければならない。



## 第二節 特定施設の整備

### (事前協議)

第二十一条 特定施設の新築等をしようとする者は、その計画（整備基準に適合させるべき部分を含まない計画を除く。）について、規則で定めるところにより、あらかじめ、知事に協議しなければならない。これを変更（規則で定める軽微な変更を除く。）しようとするときも、同様とする。ただし、高齢者、諸害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第十七条第一項の規定により計画の認定を申請したときは、この限りでない。

- 2 知事は、前項の規定による協議があった場合において、当該協議に係る特定施設が整備基準に適合しないと認めるときは、当該協議をした者に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

### (工事完了の届出)

第二十二条 前条第一項の規定による協議をした者は、当該協議に係る工事を完了したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

### (完了検査)

第二十三条 知事は、前条の規定による届出があったときは、当該届出に係る特定施設が整備基準に適合しているかどうかの検査を行うものとする。

### (勧告)

第二十四条 知事は、特定施設の新築等をしようとする者が第二十一条第一項の規定による協議を行わずに当該工事に着手したときは、その者に対し、当該協議を行うべきことを勧告することができる。

- 2 知事は、第二十一条第一項の規定による競技をした者が当該協議の内容と異なる工事を行ったときは、その者に対し、当該協議の内容に従った工事を行うべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
- 3 知事は、第二十一条第一項の規定による指導及び助言を受けた者が正当な理由なく当該指導及び助言に従わなかったときは、その者に対し、当該指導及び助言に従うべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。



#### (公表)

第二十五条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その者の氏名、当該勧告の内容その他の規則で定める事項を公表することができる。

- 2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該勧告を受けた者に対し、弁明の機会を与えなければならない。

#### (報告の徴収及び立入調査)

第二十六条 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、特定施設を所有し、又は管理する者に対し、当該特定施設の整備基準への適合状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

- 2 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、その職員に、特定施設に立ち入り、当該特定施設の整備基準への適合状況を調査させ、又は関係者に質問させることができる。

- 3 前項の規定により立入調査又は質問する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

### 第三節 公共車両等の整備等

#### (公共車両等の整備)

第二十七条 公共車両等を所有し、又は管理する者は、当該公共車両等について、障害者、高齢者等を始めとするすべての人が安全かつ快適に利用できるよう整備に努めるものとする。

#### (公共工作物の整備)

第二十八条 公共工作物を設置し、又は管理する者は、当該公共工作物について、障害者、高齢者等を始めとするすべての人が安全かつ快適に利用できるよう整備に努めるものとする。

#### (住宅の整備)

第二十九条 県民は、その所有する住宅について、将来にわたって安全かつ快適に生活できるよう整備に努めるものとする。

- 2 住宅を供給する事業者は、当該事業を実施するに当たっては、障害者、高齢者等を始めとするすべての人が安全かつ快適に利用できるよう配慮された住宅の供給に努めるものとする。



## 第五章 雑則

### (国等に関する特例)

第三十条 国、地方公共団体その他規則で定める者（以下「国等」という。）については、第二十一条から第二十六条までの規定は適用しない。ただし、国等は、特定施設の新築等をしようとするときは、あらかじめ、知事にその内容を通知しなければならない。

- 2 知事は、前項ただし書の規定による通知があったときは、国等に対し、整備基準への適合等について必要な措置を講じるよう要請することができる。

### (委任)

第三十一条 この条例に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則 この条例は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、第四章の規定は、平成十二年四月一日から施行する。

附則（平成十二年七月十三日三重県条例第六十五号）  
この条例は、公布の日から施行する。

### (施行期日)

- 1 この条例は、平成十三年四月一日から施行し、同日以降に策定される計画について適用する。

附則（平成十五年三月十七日三重県条例第九号）  
この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

附則（平成十七年十月二十一日三重県条例第六十七号）  
この条例は、平成十八年一月十日から施行する。

附則（平成十九年三月二十日三重県条例第十七号）

### (施行期日)

- 1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第二十一条第一項ただし書の改正規定は、公布の日から施行する。

### (三重県の事務処理の特例に関する条例の一部改正)

- 2 三重県の事務処理の特例に関する条例（平成十二年三重県条例第二号）の一部を次のように改正する。

別表第二第二十五号の項及び第二十六号の項中「三重県バリアフリーのまちづくり推進条例」を「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に改める。